

グローバル・ミニマム課税の実務 対応報告、公表議決—ASBJ

去る3月22日、企業会計基準

委員会が第498回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

グローバル・ミニマム課税に

関する改正法人税法への対応

実務対応報告公開草案64号「グローバル・ミニマム課税に

対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当

面の取扱い(案)」に寄せられたコメントへの対応案および文

案の審議がされた。

特に異論はなく、出席委員全員の賛成をもって実務対応報告

の公表が議決された。

現在国会に提出されている令和5年度税制改正法案の成立後

会計 改正リース会計基準の文案検討、大詰め—ASBJ、リース会計専門委

去る3月20日、企業会計基準

委員会は第130回リース会計専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

また、本テーマについては、3

に公表される予定。

企業会計基準諮問会議からの
テーマ提言への対応

第497回親委員会(2023年4月1日号(No.1673))

情報ダイジェスト参照)で企業

会計基準諮問会議議長から新規

テーマ提言がされたことを受け

たASBJの対応方針案が示され、審議された。

事務局から、提言を受けた

パシヤルスピントフの会計処理の

開発を新規テーマとし、企業結合

専門委員会で対応するとの案が示された。

委員からは特段の異論は聞かれず、新規テーマとして了承された。

月22日開催の第498回親委員会でも審議された。

聞かれた意見に対する対応

事務局より、第128回専門

委員会(2023年3月10日号

(No.1671)情報ダイジェスト参照)および第129回専門委員会(2023年4月1日号(No.1673)情報ダイジェスト参照)で聞かれた意見につき対応案が示された。

(1) 短期リースのリース期間変更時の取扱い

借手のリース期間が延長となる変更があった場合に、延長となったリースが短期リースに該当するかの判断について、変更後の追加された期間のみによる(米国基準トピック842の定め)とする文案を提案したところ、IFRS適用企業に修正が必要となることについて検討してほしい旨の意見が聞かれていた。

これに対して、IFRSの方法も例外として取り入れられるよう、強制規定ではなく容認規定とする再提案が行われた。

(2) 支払見込額の見積りが困難な場合の残価保証の取扱い

残価保証が含まれる場合、残価保証に係る借手による支払見込額を見積り、リース負債に含めることが求められているが、借手においてデータがなく、見積ることができない場合も想定されるので、残価保証額をリース負債とする簡便的な取扱いを取り入れられないかとの意見が

聞かれていた。

事務局から、見積りが困難な場合において、残価保証額を残価保証に係る借手による支払見込額とみなす簡便的な取扱いを認める案が示された。

専門委員からは、「見積りが困難な場合」とあるが、見積りができるようにしたら再測定するののか」との質問に事務局から「詳細に定めを置かない形」との回答があった。

また、第498回親委員会において、委員から「見積りが困難」という要件は、他の日本基準には見当たらず、実務で混

乱するのでは」など、慎重な検討を求める意見が聞かれ、事務局からは「公開草案のなかには入れず、質問項目で入れることを考える」との回答があった。

リース適用指針等の文案検討

リース適用指針の結論の背景と「公表にあたって」の文案が示され審議された。

第498回親委員会において、事務局から、次回親委員会では修文した文案について検討を行い、4月2回目もしくは5月1回目の親委員会での公表議決を目標とする旨が示された。

去る3月14日、企業会計基準

委員会は第197回金融商品専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

また、本テーマについては、3

信用減損金融資産に係る利息収益の認識、検討—ASBJ、金融商品専門委

去る3月14日、企業会計基準

委員会は第197回金融商品専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

また、本テーマについては、3

月22日開催の第498回親委員会でも審議された。

収益の認識

貸付金の測定に関する論点の1つとして示されていた、ス

乱するのでは」など、慎重な検討を求める意見が聞かれ、事務局からは「公開草案のなかには入れず、質問項目で入れることを考える」との回答があった。

リース適用指針等の文案検討

リース適用指針の結論の背景と「公表にあたって」の文案が示され審議された。

第498回親委員会において、事務局から、次回親委員会では修文した文案について検討を行い、4月2回目もしくは5月1回目の親委員会での公表議決を目標とする旨が示された。

おける信用減損金融資産に係る利息収益の認識について、審議された。

(1) IFRS9号「金融商品」の取扱い

IFRS9号では、利息収益と予想信用損失を別々に認識するデカップル・アプローチを採用し、信用減損していない金融資産に係る利息収益について、金融資産の総額での帳簿価額に実効金利を適用して算定する。

IFRS9号では、利息収益と予想信用損失を別々に認識するデカップル・アプローチを採用し、信用減損していない金融資産に係る利息収益について、金融資産の総額での帳簿価額に実効金利を適用して算定する。

IFRS9号では、利息収益と予想信用損失を別々に認識するデカップル・アプローチを採用し、信用減損していない金融資産に係る利息収益について、金融資産の総額での帳簿価額に実効金利を適用して算定する。

IFRS9号では、利息収益と予想信用損失を別々に認識するデカップル・アプローチを採用し、信用減損していない金融資産に係る利息収益について、金融資産の総額での帳簿価額に実効金利を適用して算定する。

IFRS9号では、利息収益と予想信用損失を別々に認識するデカップル・アプローチを採用し、信用減損していない金融資産に係る利息収益について、金融資産の総額での帳簿価額に実効金利を適用して算定する。

IFRS9号では、利息収益と予想信用損失を別々に認識するデカップル・アプローチを採用し、信用減損していない金融資産に係る利息収益について、金融資産の総額での帳簿価額に実効金利を適用して算定する。

IFRS9号では、利息収益と予想信用損失を別々に認識するデカップル・アプローチを採用し、信用減損していない金融資産に係る利息収益について、金融資産の総額での帳簿価額に実効金利を適用して算定する。

IFRS9号では、利息収益と予想信用損失を別々に認識するデカップル・アプローチを採用し、信用減損していない金融資産に係る利息収益について、金融資産の総額での帳簿価額に実効金利を適用して算定する。

IFRS9号では、利息収益と予想信用損失を別々に認識するデカップル・アプローチを採用し、信用減損していない金融資産に係る利息収益について、金融資産の総額での帳簿価額に実効金利を適用して算定する。

IFRS9号では、利息収益と予想信用損失を別々に認識するデカップル・アプローチを採用し、信用減損していない金融資産に係る利息収益について、金融資産の総額での帳簿価額に実効金利を適用して算定する。

IFRS9号では、利息収益と予想信用損失を別々に認識するデカップル・アプローチを採用し、信用減損していない金融資産に係る利息収益について、金融資産の総額での帳簿価額に実効金利を適用して算定する。

しかし、信用減損金融資産に係る利息収益は、企業が受け取る見込んでいるキャッシュ・フロー（CF）が基礎となる損失評価引当金を控除した償却原価に実効金利を適用する。

② 未収利息の不計上
IFRS 9号では、信用損失はすべてのCF不足の現在価値とされ、将来の利払いに係るCFについても予想信用損失の対象となる。そのため、未収利息を不計上とする処理は、予想信用損失に織り込み済みとなるので不要である。

③ 事務局提案
(2)の分析を踏まえ、IFRS 9号の定めを取り入れ、未収利息を不計上とするオプションは設けないとする案が示された。

① 純額での利息計上
IFRS 9号では、購入または組成した信用減損金融資産ではないが、その後信用減損金融資産になった金融資産については、その後の報告期間で金融資産の償却原価に実効金利を適用しなければならぬ。この償却原価は損失評価引当金控除後の金額であり、報告期間末日以後において回収が見込まれるCFの割引現在価値を表している。

また、この償却原価に実効金利を乗じて認識される利息は、回収が見込まれるCFに係る現在価値の巻き戻しを表している。

損失評価引当金を控除せず、総額での帳簿価額に実効金利を乗じた利息を認識することは、回収が見込まれないCFに係る

利息を認識するものであり、その妥当性を国際的に説明するのは困難である。

また、第498回親委員会では、委員から賛成意見が多く聞かれた。

信託への投資に対する予想信

用損失による減損モデルの適用

第496回親委員会（2023年3月10日号（No.1671）情報ダイジェスト参照）に引き

会計・監査・開示
※来し方行く末

資本市場関係者の基本的な役割⑤（規制当局）

公認会計士
市川 育義

資本市場においては、いつの時代も株式等の発行体である「企業」と株式等を売買する「投資家」は主役であり続けるであろう。

しかし、近年の傾向としては、「東証」を巻き込んだ「規制当局（金融庁）」による資本市場活性化に向けた取組みが目白押し状況である。

機関投資家や上場企業の行動規範とされる、スチュワードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コードの策定は、その最たるものであるといえる。法令でないため強制されることはないといえ、言い訳が苦手な日本人としては、まずは適用ありきというこ

とで対応する企業が多いものと想定される。

① 開示規制内容の見直し

現在、コーポレートガバナンス・コード等の適用については、形式的な適用でなく実質的な適用が重要であるとの注意喚起が再三なされているが、この点は、15年ほど前に金融商品取引法により義務化された財務報告に係る内部統制報告制度（いわゆるJ-SOX）に

ついて、同様のことがいえよう（現在、金融庁企業会計審議会が審議中）。ソフトウェアにしろ、ハードウェアにしろ、運用面での課題は、

手段が目的化して、ゴールに対する意識が希薄になることをどうやって乗り越えるかに尽きる。

近年、ESG対応をはじめとする非財務情報の充実など、制度開示における開示内容の対象範囲や項目が急速に広がっている。このようなかで、少なくとも、あれもこれもということ現場が注

意力散漫にならないよう、新たな規制内容と過去の規制内容との入替えなど、全体として優先順位の見直しが必要な時期を迎えているように思われる。

その意味で、四半期報告制度について、たとえば、現場の負荷を軽減する等の理由から、四半期報告と四半期決算短信を一本化するといった改正は、資本市場全体の観点から運用面での不効率な点を改善するものであり、これまでにない動きとして評価できる。

② 運用（監視・監督）の強化

近年、有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令や、監査法人等に対する行政処分等の事例を多く見ることが多くなつた。

これらは、金融庁による開示規制強化の影響であることは確かであるが、このような事例を実際に担当している部署は、基本的には、

市場の番人として資本市場を監視監督する「証券取引等監視委員会」（前者の事例）と企業情報に対する監査の信頼性を監視監督する「公認会計士・監査審査会」（後者の事例）である。

「証券取引等監視委員会」は、日常的な市場監視や金融商品取引業者等に対する検査など、幅広い業務を担当しているが、上場企業等のディスクロージャー違反に対する開示検査も行っている。これは、個別事案に対する開示検査といえる。

これに対し、「公認会計士・監査審査会」は、日本公認会計士協会が監査事務所に対して実施する品質管理レビューの内容を審査し、必要に応じて監査法人等への立入検査等を行っている。こちらは、監査法人等に対する、定期的な品質管理検査といえる。

市場の規律を守るため、今後この専門部署のさらなる強化が予想される。

③ 透明性

上場企業や監査法人等に透明性を求める金融庁（専門部署を含む）からは、毎年、分厚い年次報告が公表されている。図表やカラー表示など、読みやすい年次報告も出てくるようになってきた。

続き、審議が行われた。

当初、信託受益権に関して、債権または債券、株式等、預金のそれぞれと同様の性格を有する場合に分けて会計処理の提案が示されていたが、聞かれた意見を踏まえ、次の信託への投資に対する予想信用損失モデルの適用については、当面の間、現行の減損モデルを維持し、金融商品の分類・測定に関する会計基準の開発に着手するかの議論

の際に考慮事項として取り扱う。

・委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託
・受益権が質的に異なるものに分割されているまたは受益者が多数となる金銭以外の信託

専門委員からは、特段の異論は聞かれなかった。また、第498回親委員会でも賛成意見が多く聞かれた。

会計

電子決済手段の期末時の評価等、検討—ASBJ、実務対応専門委

去る3月14日、企業会計基準委員会は第156回実務対応専門委員会を開催した。

第155回（2023年3月20日号（No.1672）情報ダイジェスト参照）に引き続き、資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱いについて審議された。また、3月22日開催の第498回親委員会でも本テーマについて審議されている。

電子決済手段の期末時の評価
事務局は次の提案を示した。

電子決済手段の貸借対照表価

額は、原則として、電子決済手段の券面額とする。また、一定の場合には、企業会計原則注解（注18）に従って引当金の計上の要否を判断することが考えられる旨を結論の背景に記載する。

専門委員からは「引当金について、債権としての性格を重視するのか」といった質問があり、事務局は「通貫的なものとして持っているのだとすれば、必ずしも債権に対する貸倒引当金とすると考えなくてもよいと思われる」と回答した。

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

事務局は次の提案を示した。

(1) 実務対応報告の適用範囲に含まれる電子決済手段を、企業会計審議会から公表されている「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」（以下、「CF作成基準」）および「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準注解」に定められている資金の範囲の「現金」に含める。

(2) CF作成基準においては、現金に含まれる資産を列挙する形で定義されているため、要求払預金に類似する性格を有する電子決済手段が直接的には現金には含まれないと考えられる。したがって、「特定の電子決済手段」を現金に含めるように、CF作成基準の一部改正を行う。

専門委員からは、「割引発行が仮にされる場合、投資的な話として整理するのか等の検討が必要では」との意見が聞かれ、事務局は「法令上可能であるが、実際に行われるかは想定できていない状況。券面額で発行するものをどのように考えていくか

等、今後検討していきたい」と回答した。

第498回親委員会では、委員から「電子決済手段の性質上、評価については預金に準じて、CFについては現金の性格とさかれており、個々にみると違和感はないが、首尾一貫した説明を整合的にできないか」との意見に、事務局から「既存のものに当てはまらない新しい商品であるため、どちらかに統一できない。何が一番取りまがいなのかという問題」との回答があった。

適用時期
事務局は次の提案を示した。

(1) 本実務対応報告の適用時期原則的な適用時期（公表日以後適用とする（早期適用については、公表日以後適用し、遡及適用を求めるため不要と考えられる）。

(2) 経過措置
特段の措置を設けない。
専門委員からは、「公表直後の適用だと、企業側に十分な時間がないのでは」といった意見が聞かれた。

会計

一般目的財務報告およびその主要な利用者、検討—SSBJ

去る3月16日、SSBJは第10回サステナビリティ基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。
法令により開示が禁止されている事項と準拠表明
S1基準案では、次の提案がなされている。

・62項

IFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報が、現

地の法令によって開示を禁止されている場合には、開示する必要はない

・92項

62項の救済措置を利用する企業は、IFRSサステナビリティ開示基準の準拠を主張すること（91項）を妨げられない

前記を踏まえ、事務局は、次の提案を示した。

・SSBJが開発するサステナ

ビリティ開示基準は、金商法が求める開示の枠組みに組み込まれることが想定されている。ここで、法令に違反するような開示を求めることは現実的ではなく、S1基準案62項の定めを日本版S1基準に取り込むことにより、「法令により開示が禁止されている事項」について開示を免除したうえで、その旨およびその根拠となる法令の規定を開示することを求める。

・準拠表明については、S1基準案91項と同様の定めを日本版S1基準においても定めたい。うえで、S1基準案62項の定めを日本版S1基準に取り込む場合には、そのために従い情報を省略した場合であってもSSBJが公表するサステナビリティ開示基準の関連する定めのすべてに従いサステナビリティ関連財務開示を作成した旨の記載を行うことができることを明確にするため、S1基準案92項の定めも取り込む。

委員からは、おおむね異論は聞かれなかった。

一般目的財務報告およびその主要な利用者
事務局は、次の提案を示した。

・I SSBのS1基準における「一般目的財務報告の主要な利用者」に対応する用語として、日本版S1基準において「株主及び債権者（将来、株主及び債権者になる可能性がある者を含む）」を用いる。また、日本版S1基準の結論の背景において、S1基準案における「一般目的財務報告の主要な利用者」の概念を受け入れるにあたって、わが国の会社法制度および金商法制度で用いられてきた表現とすることを目指す。IFRSサステナビリティ開示基準と差異を設けることを意図していない旨を明確にする。

・日本版S1基準では「一般目的財務報告」を定義しない。

委員からは、「株主及び債権者」という言葉を使うことに少し違和感。「投資家」という言葉を使ったほうがよい、「株主及び債権者」という言葉は、会社法に寄っているのでは」と、さまざまな意見が聞かれた。

金融

四半期報告書廃止の金商法等改正法案、国会提出

金融庁

去る3月14日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同日国会に提出された。

昨年12月に公表された金融審

議会ディスクリージャーワーキング・グループ報告提言を踏まえた四半期報告書の廃止などについて改正がされるもの。主な内容は次のとおり。

四半期報告書の廃止

(1) 四半期報告書提出規定の削除等

上場会社に対する期中の業績等の開示について、現在の3カ月ごとの開示から6カ月ごとの開示に頻度を落とし（四半期報告書制度の廃止）、上場会社に対して、四半期報告書に代わり半期報告書の提出を義務づけることとし、四半期報告書の提出に関する規定を削除することとする。

24条の4の7（四半期報告書の提出）等の条文が削除され、24条の5（半期報告書及び臨時報告書の提出）が改正される。施行日は、令和6（2024）

縦覧期間を、現行では半期報告書3年、臨時報告書1年であるところを、5年に延長することとする。

年4月1日とし、施行日前に開始した四半期・事業年度に係る四半期報告書・半期報告書の提出については、なお従前の例による。

その他の改正

(2) 公衆縦覧期間の延長
参照方式の届出書、発行登録書類および発行登録追補書類、半期報告書および半期報告書の確認書ならびに臨時報告書（これらの訂正書類も含む）の公衆

本法案では、その他、顧客本位の業務運営・金融リテラシーや、その他のデジタル化の進展等に対応した顧客等の利便向上・保護に係る施策も盛り込まれている。

経理用語の豆知識

法令遵守に関する監査人の検討



監査人は、企業および企業環境について理解する際に、
①企業および企業が属する産業に対して適用される法令、
②企業が当該法令をどのように遵守しているか、について理解しなければならない。

監査人は、不正によるか誤謬によるかを問わず、全体としての財務諸表の重要な虚偽表示がないことについて合理的な保証を得る責任がある。

監査の固有の限界のため、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に監査を計画し実施しても重要な虚偽表示が発見されないリスクがある。監査人は、財務諸表に直接影響を及ぼすものと認識される法令に対しては、法令を遵守していることについて、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。一方、事業運営や事業継続のために遵守することが必要な法令に対しては、違法行為の識別に資する特定の監査手続を実施する。

金融商品の分類・測定改訂案、公表—IASB

去る3月21日、国際会計基準

審議会（以下、「IASB」）は、IFRS9号「金融商品」の分類および測定に関する変更を提案する公開草案（以下、「公開草案」）を公表した。

当該公開草案は、2022年12月に完了したIFRS9号における分類および測定の適用後レビューから受けたフィードバックに対応するものである。当該フィードバックはおおむね良好であったが、特定の領域についてコメントが寄せられており、本公開草案はそれに対応して次の提案をしている。

ESG要素等を含む金融資産の分類の明確化

ESGにリンクした特徴は、それが組み込まれたローンの償却原価または公正価値の分類に影響を与えるか、すなわち、そのような特徴をもつローンに関して、キャッシュ・フローが元本と利息のみから構成されるという判断をどのように適用すべきかという問題に対処している。

電子支払システムを通じた負債の決済

IFRS9号の認識の中止の定めが、電子送金を通じて金融資産と金融負債の相殺にどのように適用されるべきかという問題が提起されていた。公開草案は、これがどのような

国際会計

法人税開示のASU案、公表—FASB

去る3月15日、FASBは会計基準アップデート（ASU）の公開草案「法人税（トピック740）—法人税開示の改善」（以下、「本公開草案」という）を公表した。

本公開草案は、関係者からの「法人税に関する税率調整表（実効税率と実効税率の調整表。金額と率の双方）」と「法人税支払額」の開示強化の要望に対応するものであり、2019年に公表されていた公開草案（会計基準に、SECが規定した「規則S-X」での法人税の開示規

に会計処理されるかを明確にし、ており、原則としては決済日に金融負債の認識の中止を行うが、特定の要件が満たされた場合には、決済日より前に金融負債の認識の中止を行うことを容認する会計方針の選択肢を提案している。

コメント期限

公開草案に対するコメントは、2023年7月19日まで受け付けられている。

則を織り込む内容）の内容を取り入れている。

本公開草案の内容

現行では、税率調整表の開示要求はあるが、税率調整表についての詳細な規定は規則S-Xにある。本公開草案は、次の開示を要求している。

(1) 税率調整表

- ・「継続事業からの税前利益」の5%以上の項目を開示する
- ・本国の法人税についての定性的な説明をする

・調整項目の内容、影響、増減を説明する

・期中期間では、実効税率と年間見積り税率に大きな影響を与える調整項目を記述する

(2) 法人税支払額

・期中と年間について、本国と海外の累計法人税支払額を開示する

・法人税支払総額の5%以上を支払った個々の国での法人税支払額を開示する

(3) その他

・「継続事業からの税前利益」の本国と海外の区分を開示する

・「法人税費用」の本国と海外の区分を開示する

適用関係・コメント期限

公開草案は遡及的に適用されるが、適用日と早期適用の可否は未定である。

コメント期限は2023年5月30日である。

国際会計

提出書類の電子化に関する改正案、公表—SEC

去る3月22日、SECは、1934年証券取引所法に基づく情報の収集と分析を近代化するための改正案を公表した。

その改正案のなかで、適切な場合に、EDGAR（SECが管理する電子データの開示システム）に電子データで提出することを提案している。

現在の規則では、SECに紙または他の方法で提出物を提出することが要求されている。コロナのパンデミックの期間に、多くの提出物が電子データで作成され、おおむね好評であった。

改正案では、特定の提出物の提出を電子データで行うことを強制している。具体的には、各国証券取引所、各国証券協会、ブローカー・ディーラーなどがSECに電子データでの提出が要求される。

コメント期間は、連邦官報に掲載後30日と2023年5月23日のいずれかの遅いほうの日までである。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2023年 3月14日	新任監査役ガイド(第7版)	日本監査 役協会	2017年の第6版刊行以降の、会社法改正や改訂版コーポレートガバナンス・コードの適用開始をはじめ、新型コロナウイルス感染症の影響などのさまざまな環境の変化や、監査役監査基準等の改定等を反映したものの。 https://www.kansa.or.jp/support/library/post-6673/	—
2023年 3月20日	品質管理基準報告書第1号等の改正及び倫理規則の改正に伴う財務報告内部統制監査基準報告書、四半期レビュー基準報告書、保証業務実務指針及び専門業務実務指針の改正	JICPA	2022年6月の品質管理基準報告書1号等の改正ならびに2022年7月の倫理規則の改正に伴い、所要の見直しを行ったもの。倫理規則改正で見直されたセーフガードの定義を踏まえた修正のほか、用語等の修正や関連する国際保証業務基準等との整合性の観点による修正等が行われている。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20230320dbi.html	—

金融

銀行経営危機が投げかける2つの波紋

3月になって米国内のシリコンバレー銀行(SVB)などの経営破綻に始まった銀行経営に対する懸念は、スイスの金融大手クレディ・スイス・グループにも及んでいる。同グループは以前から財務悪化などの経営問題があり、3月16日に中央銀行から最大500億スイスフラン(約7兆1,000億円)の支援を受けると発表した。

一連の問題は、2008年の金融危機後の2つの枠組みに疑問を呈す。1つは「ベイルイン」による破綻回避策の手段が使われなかったことだ。「ベイルイン」とは、経営破綻時に株主や優先株式保有者、そして一般債権者に対して損失を負わせることを優先させる手法である。

2010年に国際決済銀行(BIS)が発表した「負債の自己充足可能性に関する原則」(自己充足原則)に基づき、法的根拠が整備されたものだ。イエレン米財務長官は、米国内のSVB等に対して、預金の全額保護と今後も他の銀行への適用を示

唆している。2010年の決定を骨抜きにするものとして議論を呼ぶ可能性がある。

もう1つはAT1債市場への悪影響だ。19日には、スイス金融市場監督機構(FINMA)が、クレディ・スイス発行の約160億スイスフラン(約2兆2,600億円)のAT1債の価値をなくすと発表した。AT1債は、バーゼル銀行監督委員会が定める規制に基づく銀行発行の債券で、自己資本の一部として計算される。通常高い利回りが設定されるが償還条件に制限があり、今回のクレディ・スイスのように銀行の財務状況が悪化した場合、投資家は損失を被る。これもベイルインの考え方と一致する。

金融機関のAT1債発行残高は約2,500億ドル(約33兆円)で、多様な金融商品にも組み込まれている。すでに欧州・アジア市場で価格が下落しており、状況次第で金融市場全体への波及を防止する新政策が求められることもあり得る。

証券

金融システム動揺というリスクの厳存

米連邦準備制度理事会(FRB)は、年間金融政策発動計画を事前発表するので便利ではあるが、経済状況が変化すれば、計画を適宜見直す。その見直しの評価に悩む投資家が多い。

1月末の連邦公開市場委員会(FOMC)は、利上げ幅を前回の0.5%から0.25%へ縮小、今後の利上げテンポ緩和への期待が強まった。利上げ幅縮小の予想が強まり、1月後半から世界的株価上昇が実現した。

だが、2月中旬に発表された米経済の1月の経済指標は予想外に強いものが多く、FRBは雇用の高水準等でインフレ再上昇の懸念を語り出した。多くの国の株式市場で株価調整の様相が強まり、株価は方向感を失ったようだった。

そこへ、3月10日に米シリコンバレー銀行の破綻、金融システム動揺という、新規の株価マナス要因が浮上し、米政府はただちに預金者の預金の全額保護を打ち出した。

続けて、世界的な大手金融機

関クレディ・スイス(クレディ)の経営危機が表面化した。クレディの危機は、さまざまな経営によるものだったが、世界的存在であるだけに、破綻となると影響は米中堅銀行の破綻とは比較にならない。だからこそ、金融立国スイスの政府と中央銀行は前面に出てクレディとスイス最大手金融UBS合併の方針を固め、実現させた。クレディの株主、投資家の自己責任は追及されたが、金融システムの動揺は最小限に止められたといえよう。

前述の新たなネガティブ要因によって、世界的な株価下落が発生したものの、大したスケールにはならなかった。株式市場はリーマン・ショックの教訓を踏まえ、米政府、スイス政府など政治が即刻動いたことをそれなりに評価したのではないか。

しかし、今回の金融の混乱は、現在のリスクがインフレ、資源・エネルギー等だけでなく、金融システムという古典的問題も厳存していることを教えてくれた。